

大阪府公安委員会告示第55号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和2年5月12日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和2年5月15日

大阪府公安委員会

委員長 井上 誠

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 愛知県名古屋市中区錦三丁目 24番4号	ぱちんこ 遊技機	規則第6 条第1号	PAぱちんこ 新必殺仕置人 TURBO- A8	OP0308